

2022年3月22日
長野県千曲市大字雨宮1825番地
エムケー精工株式会社
代表取締役社長 丸山 将一

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

当社は、2022年1月17日付けでエムケーミクスト株式会社（住所：長野県埴科郡坂城町大字坂城9637番地、以下「ミクスト」という）との間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併」という）に基づき、2022年3月21日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ミクストを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2022年3月21日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項

(1) 吸収合併消滅会社における株主の差止請求

ミクストは、当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定に基づく本吸収合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

ミクストは、当社の完全子会社であったため、会社法第785条の規定に基づく反対株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

ミクストは、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

ミクストは、2022年2月10日付けの官報において債権者に公告を行うとともに、同日付で個別催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過に関する事項

(1) 吸収合併存続会社における株主の差止請求等

本吸収合併は、会社法第796条第2項に基づく簡易合併であるため、会社法第796条の2の規定に基づく本吸収合併をやめることの請求に係る手続について、該当事項はありません。

ん。なお、反対申立期間中、株主1名より、会社法第796条第3項に基づく吸収合併に反対する旨の意思表示がりましたが、当該株主の保有する議決権株式数は、会社法第796条第3項による会社法施行規則197条で定める株式の数に満たないため、会社法第796条第2項に定める簡易合併の要件を欠くものではありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収合併は、会社法第796条第2項に基づく簡易合併であるため、会社法第797条の規定に基づく反対株主の株式買取請求手続について、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、2022年2月10日付けで官報に公告を行うとともに、同日付けで電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、ミクストの従業員全員、資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別添のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日
2022年3月22日（予定）

7. その他吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

2022年1月24日
長野県埴科郡坂城町大字坂城9637番地
エムケーミクスト株式会社
代表取締役社長 荒木 栄治

吸収合併に関する事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

当社は、2022年1月17日付けでエムケー精工株式会社(住所:長野県千曲市大字雨宮1825番地、以下「エムケー精工」という)との間で締結した吸収合併契約(以下「本吸収合併」という)に基づき、2022年3月21日を効力発生日として、エムケー精工を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うこととしました。本吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所:本書記載のとおり

効力発生日:本書記載のとおり

合併対価の交付及び割当て:交付しない

増加すべき資本金及び準備金の額:変更なし

権利義務の承継:効力発生日において当社の従業員全員、資産及び負債その他一切をエムケー精工が承継

年金の移行:効力発生日以降別途甲乙間で定める日までに実施

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 新株予約権の対価の定めに関する事項

当社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

エムケー精工は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する開示システム(EDINET)」によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象
該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後のエムケー精工の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併効力発生後のエムケー精工の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併効力発生後におけるエムケー精工の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以 上